

## EU:中国製電動自転車等の部品の輸入状況を追跡

欧州委員会(EU委員会)は、現在、中国製自転車に課せられているアンチダンピング(AD)税について、理事会規則(EC)No 71/97に基づき、中国を原産として輸入される特定の自転車部品(フレーム、前フォーク、変速機、ギヤクランク、フリーホイール、ブレーキ部品、車輪及びハンドル部品等)にAD措置の拡大適用を行なっている。

その一方で、同委員会は、欧州委員会規則(EC)No 88/97にて、中国製の特定自転車部品へのAD措置拡大適用からの免除についても定めており、所定の審査により申請が認められた特定の事業者については、特定自転車部品のAD税支払い免除を認めている。

しかしながら、近年、欧州自転車市場において、電動自転車や電動アシスト自転車等が急速に普及するのに伴い、EU内で組立作業に使用されるこれらの車種の部品について、現在、中国からEU市場への輸入は不透明な状況となっており、また、上記規則(EC)No 71/97は、電動自転車等の組立作業に関しては、その範疇に含んでいない。

2012年1月より電動アシスト自転車が新たにCNコードに加えられ、EU統計機関(Eurostat)を通じて状況を掴みやすくなったこともあり、中国製の特定自転車部品へのAD措置の迂回行為を防止するため、EU内に輸入された該当部品類の最終用途を把握すべく、中国からの輸入状況について加盟国税関を通じて追跡調査をすることとなった。

そのため、現在、一部の特定事業者へ特定自転車部品のAD措置免除を認めている同規則(EC)No 88/97について、現在の輸入業態の実態に即した修正を加えた6月4日付欧州委員会規則(EU)No 512/2013を、本年6月5日のEU官報(No. L152)にて公表した。

以上

出所：2013年6月4日付EU官報(No. L152)、欧州委員会規則(EU)No 512/2013

参考：理事会規則(EC)No 71/97、欧州委員会規則(EC)No 88/97